

商品名等 (電気用品名等)	ラピッドプロトタイピング装置
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本装置は、3Dプリンターといわれるラピッドプロトタイピング装置(造形装置)である。3次元CAD(コンピュータ支援設計)で設計された製品のデータをスライスして本装置に送る。受け取ったデータをインクジェット技術で装置内のトレイといわれる平面に樹脂を噴射する。この動作は、事務用のインクジェットプリンターと同様である。プリンターヘッドをX軸のみ移動させるか、X軸とY軸の両方に移動させるかの違いである。 本装置は、このプリント作業を繰り返し行い、1スライスごとにトレイを下げていくことにより、スライスを立体的に重ね立体物を作成する。 樹脂は、紫外線硬化型の液体樹脂を用い、樹脂を吸い上げインクジェット部で75℃程度に熱して噴出し、紫外線ランプで硬化させる。</p> <p>○構造、仕様、意匠 造形サイズ：X490×Y390×Z200mm 解像度：X600dpi×Y600dpi×Z1,600dpi 外観寸法等：W1,320×D990×H1,200mm 重量500kg 樹脂カートリッジ数：4本(モデル・サポート材 各2本) 定格：100V、50-60Hz、15A</p> <p>○主な使用者、販売先 各種製造事業者の開発・試作部門、大学等の教育機関</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 本装置は、液化樹脂を加熱する電熱装置を有することから、「その他の工作用又は工芸用の電熱器具」とも考えられるが、コンピューターからのデータにより3次元インクジェットプリンター技術を用いて、装置を駆動して立体物を作るものでありプリンターと類似していることから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	